平成２１年（フ）第１８６号
沖縄県那覇市久米２丁目11番26号　幸福ビル301
債務者　仲里　博邦
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３５号
北海道苫小牧市字沼ノ端49番地の104　グリーンオアシス101
債務者　原田　美和
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１３７号
宮城県大崎市古川雨生沢字西久保37番地、住民票上の住所宮城県大崎市古川米倉字下浦142番地３
債務者　榊　ひとみ（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
宮城県石巻市鹿妻南１丁目７番２―16号
債務者　佐々木真弥
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
宮城県石巻市湊字筒場73番地
債務者　阿部　　洋
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
宮城県石巻市水押２丁目８番６―11号
債務者　馬場　英雄
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
宮城県石巻市向陽町１丁目14番６号
債務者　木村　好孝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
秋田県にかほ市金浦字高森106番地６　高森団地15―１号
債務者　鎌田　　寿
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１４２号
福島市笹谷字道場３番地　市住427
債務者　武藤恵美子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１６４号
岩手県二戸市福岡字下川又９―２―307、住民票上の住所福島市御山字三本松24番地の７ハッピーランド松川301号
債務者　齊藤　正樹
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１６５号
福島市御山字三本松24番地の７　ハッピーランド松川301号
債務者　齊藤　知子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１９４号
福島市笹谷字上成出10―４　関東アパート301、住民票上の住所福島県二本松市榎戸１丁目297番地
債務者　菅野　　勉
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１９９号
福島県二本松市郭内１丁目34番地１　渡辺アパート
債務者　高野　静恵
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２１０号
福島県二本松市太田字芦堰20番地１　市営住宅芦堰団地10号、前住所福島県二本松市戸沢字道用７番地
債務者　加藤はつみ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４３号
福島県南相馬市小高区西町２丁目64番地の１メゾン・ド・リエＥ棟201号
債務者　菅野　弘美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第２３６号
福井市定正町第16号43番地１　クラーセ定正302
債務者　竹内　理恵
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
福井県あわら市花乃杜４丁目18番２―503号雇用促進住宅金津宿舎
債務者　青山　則幸（旧姓西東）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　福井地方裁判所民事部破産係